

改定案1: 2011年2月24日作成

改定案2: 2011年3月01日作成

改定案3: 2011年3月04日作成

ブラジル日本商工会議所

定款、理事・監事選挙規則、会頭選挙規則の部分的な改定

(2011年3月11日第61回定期総会にて承認)

定款

会頭の職務権限

第54条 会頭の職務権限は次の通りである。

I- 他の常任理事(副会頭、専任理事)を指名する。

II- 会頭が定められた任期中に不可抗力的な理由により辞任する場合、副会頭、専任理事の中から後任を指名し、理事会にその旨を通知する。

III- 総会、理事会及び常任理事会を招集し、主宰する。

IV- 法廷内外で本会議所を代表する。

V- 本会議所の事務を監督する。

VI- 支部、代理事務所、部会の活動を取り締まる。

単項: 緊急対応を要する事態の発生に際して、所要処置を取る。但し、その場合は次回の理事会及び、常任理事会で、その経緯を報告せねばならない。

専任理事の職務権限

第56条 専任理事の職務権限は次の通りである。

I- 会議所業務を管理、調整、監督する。

II- 財務、会計一切を管理、調整、監督する。

単項: 自己の職務を通じ、副会頭を補佐し、副会頭に支障がある場合、或いは不在の場合等には、副会頭職務を代行する。

理事・監事選挙規則

〈理事選挙の要領〉

第5条 選挙管理委員長は、その任命を受け次第、直ちに各部会長に対し、理事会メンバーの立候補者名の提示を要請する。

詳細は理事選挙要領規定(NIC-CE01-D100910)に従う。

- 1 理事候補者は選挙公示日迄に主要部会に登録されている会員である。
- 2 **各部会は選挙管理委員会の要請を受けた後、理事会メンバー立候補者の名簿を書面で通知しなければならない。**
- 3 部会の部会長と理事候補者の兼任はこれを妨げない。
- 4 会員は最大数30名までを投票する事が出来る。
- 5 確認された得票数に従って、得票順の上位30位迄を当選とし、それ以下を補欠とする。

会頭選挙規則

〈選挙の要領〉

第4条 前条に挙げる会頭は、理事の中から選ばれ、法人理事の場合は、選ばれる会頭はその代表者、即ち本会議所に登録された個人で、自発的にその役職に立候補した者、又は3名の理事からの推薦を承諾の上、立候補した者である。

1 会頭立候補の届け出は、選挙公告後、選挙前10日の18時迄に選挙管理委員会宛て文書で行わなくてはならない。候補者が無き場合は、届け出の期限は選挙開始予定時間直前迄延長される。

2 **会頭の選挙は別途定める会頭選挙要領規定(電子メール投票)NIC-CE03-D101008に従う。**

〈会頭を含む常任理事欠員の補充〉

第7条 任期終了以前に会頭を含む常任理事に欠員が生じた場合は、下記の要領で補充する。

I 会頭が辞任する場合は、予め副会頭或いは専任理事の中から後任を指名し、後任は定款第57条で定める前任会頭の任期残存期間を全うする。但し在任中に不可抗力的な空席が生じた場合は副会頭相互間の互選により会頭を選ぶ。

II 副会頭あるいは専任理事に欠員が生じた場合、会頭の指名により補充を行う。但し、任期終了年度の下半期中で、且つ、空席儘の継続が会議所の通常運営の上で重大な影響がないと会頭が判断する場合は、欠員の補充を行わない。